

海外学生インターンシップ（就業体験）受入支援業務プロポーザル実施要領

鳥取県（以下「発注者」という。）は、この実施要領において、海外学生インターンシップ（就業体験）受入支援業務を委託する法人（以下「受注者」という。）を選定するために行う公募型プロポーザルの実施のために必要な事項を定める。

1 業務名

海外学生インターンシップ（就業体験）受入支援業務

2 業務の目的

インド共和国・オディシャ州の教育機関であるカリंगा工業技術大学及びチャンドラ・セカール・アカデミー（以下「連携教育機関」という。）の学生を対象に県内企業でのインターンシップ（就業体験）を実施し、本県と同州との将来的な地域間交流、人材確保、企業進出等を促進することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 予算額

金9,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務の内容

1で掲げた目的を達成するため、鳥取県内企業等への就職意識の高い連携教育機関に在籍する学生の県内企業でのインターンシップ及び同インターンシップを効果的に実施するために付随する事業（日本語教育講座等）を実施する。なお、業務の詳細については、以下（1）～（2）のとおりとする。

（1）インターンシップ（就業体験）

ア 受入学生

次の（ア）～（カ）のすべてを満たす連携教育機関に在籍する学生6名以内とする。

（ア）インド国籍を有し、当該国に居住していること

（イ）連携教育機関でIT又は理工学等の高度な知識を学んでいること

（ウ）インターンシップ開始時点で、日本語で基本的な日常会話ができること。

※目安：日本語能力試験N4相当の能力を有すること。

※（2）の日本語教育講座を受講すること。なお、申込時点で、日本語で基本的な日常会話ができる学生（日本語能力試験N4相当の能力を有していると認められる学生）については、日本語教育講座の受講の一部免除を可能とする。

（エ）日本でのプログラム実施期間中、プログラムに専従できること

（オ）心身共に健康であること

（カ）鳥取県内企業への就職に興味関心があること

イ 受入教授等関係者

連携教育機関の教授等の関係者2名以内（各学校1名まで）とする。

※受入学生のインターンシップ取組状況の確認、鳥取県内関係機関への視察等を目的に同行を希望する連携教育機関の教授等をいう。

ウ 受入日数・実施時期

オリエンテーション、受入企業との交流会含めインターンシップ（就業体験）を実施する日数は6日間以上とし、移動に要する日数を含め、原則合計9日間での行程とする。なお、就業体験は、5日間以上実施しなければならない。

実施時期は、原則、令和8年12月までとし、具体の日程は発注者と受注者が協議の上決定する。なお、連携教育機関両校とも、実施時期は同じでなければならない。

<参考>行程例

日程	内容
1日目(土)	【移動・宿泊】インド→日本(オディシヤ州→デリー→東京)
2日目(日)	【移動】東京→鳥取 【イベント】学生向け生活オリエンテーション、受入れ企業と学生の交流会
3日目(月)	【就業体験】企業でのインターンシップ(企業説明、実習)
4日目(火)	【就業体験】企業でのインターンシップ(実習)
5日目(水)	【就業体験】企業でのインターンシップ(実習)
6日目(木)	【就業体験】企業でのインターンシップ(実習)
7日目(金)	【就業体験】企業でのインターンシップ(実習まとめ・総括)
8日目(土)	【移動・宿泊】鳥取→東京
9日目(日)	【移動】日本→インド(東京→デリー→オディシヤ州)

※上記行程は想定であり、正式な内容は鳥取県と協議の上決定する。

エ 業務の内容

- (ア) 受入学生の募集・選考
- (イ) 教授等関係者の調整
- (ウ) 連携教育機関との連絡調整
- (エ) 受入企業との調整、受入企業へのサポート
- (オ) 受入学生及び教授等関係者の渡航手続きの支援、国内外の移動の手配・サポート
- (カ) 受入学生及び教授等関係者の日本国内滞在期間中の食事及び宿泊場所の手配・サポート
- (キ) 通訳の手配
- (ク) インターンシップ実施期間中の受入学生・教授等関係者・受入企業へのサポート
- (ケ) 受入学生及び教授等関係者の海外傷害保険の手配
- (コ) その他、本インターンシップの実施に必要な業務

オ 留意事項

- (ア) 受入学生の選考に当たっては、まず、アの参加条件を明示し、連携教育機関に在籍する学生に向けて広く募集を行い、参加希望学生の母集団形成を行うこと。受入学生は、(2)の日本語教育講座受講者(申込時点で、日本語で基本的な日常会話ができるとして、受講一部免除となった者を含む。)の中から連携教育機関と調整の上選考するものとし、決定の前に、鳥取県に協議すること。
- (イ) 受入企業の募集及び選定は、鳥取県が行う。なお、受入企業数は3社程度を予定している。
- (ウ) 受入学生が本県滞在期間中は、就業体験を必ず実施するとともに、本県の文化等への理解を深め、本県に対して魅力を感じてもらうための取組みも実施すること。
- (エ) 就業体験の前に、鳥取県鳥取市又は米子市内のホテル等を会場として、学生向け生活オリエンテーション及び受入企業と学生の交流会を実施すること。また、就業体験後に、各受入企業において、受入学生によるまとめ・総括の機会を設けること。
- (オ) インターンシップ期間中、受入学生に対する給料は発生しない。
- (カ) 就業体験において、受入学生に労働性のある業務や直接利益を生み出す活動を実施させてはならない。(例：システムへの入力業務を行わせる場合は、実際の業務で使用する情報ではなく、ダミーの情報を予め準備し、それを入力させること。)
- (キ) 本インターンシップ実施に関する、受入学生及び教授等関係者の適切な短期滞在査証を取得すること。また、その取得に必要なサポートを行うこと。
- (ク) 受入学生及び教授等関係者のインド共和国からの円滑かつ確実な出国のため、インド現地で必要なサポートを行うこと。また、本インターンシップ終了後、日本国から円滑かつ確実に出国ができるよう日本国内最終の空港で必要なサポートを行うこと。

- (ケ) 海外傷害保険について、以下 a～d の補償項目等を含むこと。
- a けがや病気に対する補償：治療・救済費用、傷害治療費用、疾病治療費用、救済者費用
 - b 持ち物に対する補償：携帯品損害、生活用動産
 - c 航空機遅延等の予期せぬ偶然な事故に対する補償：航空機遅延、航空機寄託手荷物遅延、旅行事故緊急費用
 - d 旅行のキャンセル・中断に対する補償：旅行キャンセル費用、旅行中断費用

(2) 日本語教育講座

ア 受講者

(1) のインターンシップ（就業体験）に参加を希望する連携教育機関に在籍する学生

イ 受講者数

日本語教育講座の実施・運営に支障のない人数とし、学生募集の締切後、鳥取県と協議の上決定する。

ウ 実施方法

オンライン

エ 到達目標

本インターンシップ開始までに、日本語で基本的な日常会話ができること（目安：日本語能力試験 N4 相当以上）

オ 業務の内容

(ア) 受講者の募集

(イ) 日本語教育講座の企画・運営

(ウ) 受講者の到達レベルの確認・評価

(エ) 受入学生の最終候補者名簿の作成

(オ) その他、日本語教育講座の実施に必要な業務

カ 留意事項

(ア) 日本語教育講座の学生募集締切時の受講希望者の人数、学年、属性（学部、専攻する分野等）等を鳥取県へ報告すること。

(イ) 日本語教育講座の実施期間中、適宜鳥取県へ受講者の学習状況等を報告すること。

(ウ) 講座の内容は、日本語教育に加えて、鳥取県の文化等への理解を深め、本県に対して魅力を感じてもらえる内容とすること

(エ) 日本語教育講座の一部免除が可能な学生（申込時点で、日本語で基本的な日常会話ができる学生）については、鳥取県と協議の上決定する。

6 完了報告及び検査

(1) 受注者は、委託業務を完了したときは、完了の日から 20 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに完了報告書を発注者に提出する。

(2) 発注者は、(1) の完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに委託業務の完了を確認するための検査を行う。

(3) 発注者は、(2) の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、委託料の額を確定し、その旨を受注者に通知する。

(4) (3) の委託料の確定額は、本業務の実績額と委託料の上限額のいずれか低い額とする。

(5) 受注者は、(2) の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても (2) から (4) までの規定を準用する。

7 本事業実施に要する経費

海外学生インターンシップ（就業体験）受入支援業務の実施に要する経費は、全て委託料に含める。

8 その他

本実施要領に定めのない事項又は本実施要領について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

9 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）による有料職業紹介事業者としての許可を受けていること。
- (4) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者であること。
なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該職種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 3 月 26 日（木）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより 15 の（2）の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 15 の（2）の場所に必ず連絡すること。
- (5) 本件調達の公告日から企画提案書等（以下「提案書」という。）の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件調達の公告日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

10 応募手続き等

公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とし、この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施要領等を令和 8 年 3 月 18 日（水）から同年 4 月 22 日（水）までの間、インターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ウェブページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>）に掲載するため、本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は当該ウェブサイトからダウンロードして入手するものとする。ただし、これにより難い者に対しては、その申し出により次のとおり直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

令和 8 年 3 月 18 日（水）から同年 4 月 22 日（水）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 交付場所 15 の（1）の場所

11 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和 8 年 4 月 1 日（水）午後 5 時 15 分までに、様式第 1 号「参加申込書」、様式第 2 号「公募型プロポーザル参加資格確認書」、様式第 3 号「個人情報の管理に係る申告書」及び 9 の（3）を証する書類（以下「参加申込書等」という。）を電子メールにより 15 の（1）の場所に提出すること。

なお、参加資格の確認結果は、令和 8 年 4 月 16 日（木）までに参加申込書等の提出者に通知するとともに、参加資格を満たさないと認められた参加希望者に対しては、審査結果通知においてそ

の理由を明示するものとする。

1 2 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、令和8年4月6日（月）午後5時15分までに15の（1）に示す問合せ先に対し行うこと。

なお、質問の手段については、電子メールによることとし、件名は「海外学生インターンシップ（就業体験）受入支援業務委託に係る質問」とすること。訪問、電話、ファクシミリ等、電子メール以外での質問は、原則として受け付けない。

また、質問のあった事項については、回答状況をインターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ウェブページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>)で4月9日（木）までに逐次公開する。0

1 3 提案書の提出

提案者は、発注者に対して14に示す企画提案書等を提出することにより企画提案をすることができる。なお、企画提案数は、一提案者につき一つとする。

(1) 提出方法

持参又は郵送等。

なお、郵送等による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によること。

(2) 提出場所

15（1）のとおり。

(3) 提出期間

令和8年3月18日（水）から同年4月22日（水）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送等による場合は、同年4月22日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出部数

14に示す書類各4部（正本1部、写し3部）

(5) その他留意事項

ア 提出された提案書は返却しないものとする。

イ 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定による公文書の開示の対象になる（同条例の規定による非開示情報に該当するものは除く。）ため、公開に際し、提出者が不利益になる情報は記載しないこと。ただし、提出された書類は提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

ウ 提案書の提出後、提案書に係る個別事項に不明な点がある場合は、鳥取県から質問事項に関して文書で照会するので、これについての回答を速やかに文書等で提出すること。

1 4 提出書類

(1) 企画提案書（A4サイズ）

(2) 会社概要（会社パンフレットや会社ホームページの写し等でも可）

(3) 見積書

宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とし、経費の明細を算出した上でその経費（内訳を含む）を記載し、消費税及び地方消費税の額を含めた見積金額とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、4に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

(4) 企画提案の内容を理解するために参考となる書類（様式任意、A4サイズ5枚以下）

15 書類の提出先及び問合せ先

- (1) プロポーザルの手続及び業務の仕様に関する担当部局
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課
電話 0857-26-7699
電子メール koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

16 選考

- (1) 提出された提案書を比較検討し、提案者の順位付けを行うため、「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（海外学生インターンシップ（就業体験）受入支援業務プロポーザル審査会）」（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会の審査員は、「海外学生インターンシップ（就業体験）受入支援業務プロポーザルに係る審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、提案書の内容を審議し、最も優れた企画提案をした者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。
- (3) 審査は書面及びプレゼンテーションに基づいて行う。プレゼンテーションの実施については提案者に別途通知する。なお、提案者に対しては、書面審査期間中必要に応じて、審査員からの質疑への回答及び追加資料の提出等の対応を依頼する場合もある。
- (4) 本プロポーザルに関して、審査会の審査員又はその予定者に対し事前に働きかけ等を行った者は、提案書の内容にかかわらず失格とする。
- (5) 審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

17 契約

- (1) 契約の締結
16の(2)により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書（明細書含む。）を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。
なお、協議が不調のときは、審査要領に基づき順位付けをした上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 契約保証金
受注者は、契約保証金として本件業務に係る委託料の上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

18 本プロポーザルのスケジュール

- 令和8年3月18日（水）プロポーザル公募開始
4月1日（水）参加申込みの締切り
4月6日（月）質問事項の締切り
* 質問内容の回答状況は逐次ウェブページで公開する。
4月22日（水）提案書の提出期限
5月中旬～下旬 審査結果の通知及び契約締結

19 その他

(1) 提案書の無効

9の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として本件業務に係る委託料の上限額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) その他

鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、本プロポーザルを中止し、その旨を参加申込者に通知する。